

基労補発第 1016001 号
平成 19 年 10 月 16 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

不法就労外国人に対する労災補償状況に係る報告について

標記については、平成 18 年 3 月 29 日付け基労補発第 0329002 号により平成 17 年度分から本省への報告を廃止したところであるが、第 166 回通常国会において「雇用対策法及び地域雇用開発法の一部を改正する法律」（平成 19 年法律第 79 号）が成立し、外国人の適正な雇用管理のため、事業主に対し外国人労働者の雇い入れ、離職時に氏名、在留資格、在留期間等を厚生労働大臣（公共職業安定所長）に届け出なければならないこととされ、平成 19 年 10 月 1 日から施行されたところである。

また、現在、外国人労働者対策が各種議論・検討されている状況の下、各方面から不法就労外国人に対する労災補償状況の把握の必要性について、意見・申込みが行われていることにかんがみ、下記により労災補償状況を把握することとしたので事務処理に遺漏のないよう期されたい。

記

1 報告対象

労災保険の保険給付請求があった事案のうち、被災労働者が不法就労外国人（観光、研修等の名目で入国、あるいは密入国し、資格がないにもかかわらず本邦において就労する外国人）であると思われる者に係る請求であって、支給又は不支給の決定を行ったもの。

2 報告方法

年度ごとの件数等について、別紙 1～3 により取りまとめた上、当課業務係あて報告すること。

3 報告期限

報告期限は以下のとおりとする。

- ① 平成 17・18 年度 平成 19 年 12 月末日まで
- ② 平成 19 年度以降 翌年度の 4 月末日まで

2 事業の種類別の分類別請求数・支給決定数

事業の種類 の番号	事業の種類	人数
02又は03	林業	
11	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	
12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	
21	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)又は石炭鉱業	
23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	
24	原油又は天然ガス鉱業	
25	採石業	
26	その他の鉱業	
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	
32	道路新設事業	
33	舗装工事業	
34	鉄道又は軌道新設事業	
35	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	
38	既設建築物設備工事業	
36	機械装置の組立て又は据付けの事業	
37	その他の建設事業	
41	食料品製造業(たばこ等製造業を除く。)	
65	たばこ等製造業	
42	繊維工業又は繊維製品製造業	
44	木材又は木製品製造業	
45	パルプ又は紙製造業	
46	印刷又は製本業	
47	化学工業	
48	ガラス又はセメント製造業	
66	コンクリート製造業	
62	陶磁器製品製造業	
49	その他の窯業又は土石製品製造業	
50	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	
51	非鉄金属精錬業	
52	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	
53	鋳物業	
54	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。)	
63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めつき業を除く。)	
55	めつき業	
56	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	
57	電気機械器具製造業	
58	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	
59	船舶製造又は修理業	
60	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	
61	その他の製造業	
71	交通運輸事業	
72	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	
73	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	
74	港湾荷役業	
81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	
95	農業又は海面漁業以外の漁業	
91	清掃、火葬又はと畜の事業	
93	ビルメンテナンス業	
96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	
97	通信業、放送業、新聞業又は出版業(*)	
98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業(*)	
99	金融業、保険業又は不動産業(*)	
94	その他の各種事業	

3 請求・支給決定人数

	業務災害	通勤災害
請求者数		
うち支給決定数		

4 保険給付別支給決定人数

保険給付の種類	人数
療養(補償)給付	
休業(補償)給付	
障害(補償)給付	
遺族(補償)給付	
葬祭料(葬祭給付)	
傷病(補償)年金	
介護(補償)給付	
二次健康診断等給付	

※1人の労働者につき複数の保険給付の支給(新規)を行った場合、それぞれの種別について人数を入れること。したがって、上記3(支給決定人数)の合計人数と4(保険給付別)の合計人数とは、必ずしも一致するものではない。

在留資格一覽表

入管法別表

第 1

1

在留資格	本邦において行うことができる活動	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員，条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外交活動を行う期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項の下欄に掲げる活動を除く。）	公用活動を行う期間
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究，研究の指導又は教育をする活動	3年又は1年
芸術	収入を伴う音楽，美術，文学その他の芸術上の活動（2の表の興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）	3年又は1年
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	3年又は1年
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	3年又は1年

2

在留資格	本邦において行うことができる活動	在留期間
投資・経営	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人（外国法人を含む。以下この項において同じ。）若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わつてその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。）	3年又は1年
法律・会計業務	外国法事務弁護士，外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	3年又は1年
医療	医師，歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	3年又は1年
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（1の表の教授の項の下欄に掲げる活動を除く。）	3年又は1年
教育	本邦の小学校，中学校，高等学校，盲学校，聾学校，養護学校，専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	3年又は1年

技術	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動（1の表の教授の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項、医療の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）	3年又は1年
人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（1の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）	3年又は1年
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動	3年又は1年
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の投資・経営の項の下欄に掲げる活動を除く。）	1年、6月、3月又は15日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	3年又は1年

3

在留資格	本邦において行うことができる活動	在留期間
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（4の表の留学の項から研修の項までの下欄に掲げる活動を除く。）	1年又は6月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	90日、30日又は15日

4

在留資格	本邦において行うことができる活動	在留期間
留学	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において12年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動	2年又は1年
就学	本邦の高等学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校（この表の留学の項の下欄に規定する機関を除く。）若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動	1年又は6月
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動（この表の留学の項及び就学の項の下欄に掲げる活動を除く。）	1年又は6月
家族滞在	1の表、2の表又は3の表の上欄の在留資格（外交、公用及び短期滞在を除く。）をもつて在留する者又はこの表の留学、就学若しくは研修の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	3年、2年、1年、6月又は3月

5

在留資格	本邦において行うことができる活動	在留期間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	3年、1年又は6月 法務大臣が指定する期間

第2

在留資格	本邦において有する身分又は地位	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者	3年又は1年
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは平和条約国籍離脱者等入管特例法に定める特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	3年又は1年
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	3年又は1年 法務大臣が指定する期間

不法就労外国人であると思われる者に対する労災補償状況について

・ 労災保険の保険給付の請求があった事案のうち、被災労働者が不法就労外国人であると思われる者に対する補償状況は次のとおりである。

1 被災労働者の国籍

国名	人数		
	17年度	18年度	19年度
アルゼンチン	1	0	1
イギリス	0	0	0
イタリア	2	0	0
イラン	13	3	13
インド	10	6	3
インドネシア	13	8	3
ウガンダ	0	2	1
カナダ	0	0	1
ガーナ	1	0	1
韓国	7	3	3
ギニア	0	0	1
ギニアビサウ	0	1	0
サウジアラビア	1	0	0
スリランカ	14	12	7
タイ	7	4	7
タンザニア	0	0	
中国	38	25	23
ドイツ	0	1	0
トルコ	4	1	1
ナイジェリア	0	1	0
ネパール	8	1	5
パキスタン	14	9	2
バングラデシュ	14	16	11
フィリピン	16	16	4
ブラジル	3	5	1
フランス	0	0	1
ベトナム	7	2	0
ペルー	8	6	2
ボリビア	1	1	0
ポルトガル	1	2	0
マレーシア	0	2	1
ミャンマー	2	1	1
モーリシャス	1	0	0
モンゴル	3	2	1
不明	13	1	1
合計	202	131	95

不法就労外国人であると思われる者に対する労災補償状況について

(全国計)

2 就労事業場の種類

事業の種類 の番号	事業の種類	人数		
		17年度	18年度	19年度
02	木材伐出業	1	0	1
03	その他の林業	0	0	0
11	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	0	0	0
12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	0	0	0
21	金属工業、非金属工業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)	0	0	0
23	石灰石鉱業またはドロマイト鉱業	0	0	0
24	原油又は天然ガス鉱業	0	0	0
25	採石業	0	0	0
26	その他の鉱業	0	1	1
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	0	0	0
32	道路新設事業	0	0	0
33	舗装工事業	2	1	0
34	鉄道又は軌道新設事業	1	0	0
35	建設事業(既設建築物設備工事業を除く。)	16	10	11
36	機械装置の組立て又は据付けの事業	0	0	0
37	その他の建設事業	11	5	3
38	既設建築物設備工事業	0	0	0
41	食料品製造業(たばこ等製造業を除く。)	11	10	7
42	繊維工業又は繊維製品製造業	2	2	3
44	木材又は木製品製造業	7	5	2
45	パルプ又は紙製造業	0	0	0
46	印刷又は製本業	2	0	0
47	化学工業	3	1	1
48	ガラス又はセメント製造業	0	0	0
49	その他の窯業又は土石製品製造業	0	0	0
50	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	0	0	0
51	非鉄金属精錬業	0	0	0
52	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	0	1	1
53	鋳物業	3	4	3
54	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)	34	21	13
55	めっき業	1	1	1
56	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	11	4	4
57	電気機械器具製造業	4	3	2
58	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	38	19	9
59	船舶製造又は修理業	0	1	0
60	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	0	1	0
61	その他の製造業	14	13	7
62	陶磁器製品製造業	0	1	0
63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めっき業を除く。)	1	1	0
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	0	0	1
65	たばこ等製造業	0	0	0
66	コンクリート製造業	0	3	3
71	交通運輸事業	0	1	0
72	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	0	0	0
73	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	0	0	0
74	港湾荷役業	0	0	0
81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	0	0	0
91	清掃、火葬又はと畜の事業	4	0	0
93	ビルメンテナンス業	0	0	1
94	その他の各種事業	9	10	7
95	農業又は海面漁業以外の漁業	4	0	3
96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	0	0	
97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	0	1	0
98	卸売業、小売業、飲食又は宿泊業	21	11	11
99	金融業、保険業又は不動産業	2	0	0
	合 計	202	131	95

※労災保険率表(労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則 別表第1)の分類による。

不法就労外国人であると思われる者に対する労災補償状況について

3 補償状況

保険給付の種類	人 数		
	17年度	18年度	19年度
療養(補償)給付	193	130	87
休業(補償)給付	92	68	46
障害(補償)給付	27	40	18
遺族(補償)給付	3	3	0
葬祭料(葬祭給付)	2	1	0
傷病(補償)年金	0	0	0
介護(補償)給付	0	0	0
二次健康診断等給付	0	0	0

不法就労外国人であると思われる者に対する労災補償状況について

4 就労場所

局名	人数		
	17年度	18年度	19年度
福島	0	0	1
茨城	22	28	18
栃木	3	14	10
群馬	67	29	19
埼玉	0	0	2
千葉	23	16	17
東京	0	0	1
神奈川	16	16	4
新潟	0	0	1
福井	0	1	0
山梨	0	1	1
長野	1	1	1
岐阜	2	1	1
静岡	3	6	3
愛知	47	9	6
三重	8	6	4
滋賀	2	0	0
京都	0	1	0
大阪	1	0	1
岡山	0	0	1
山口	0	0	2
兵庫	4	2	0
佐賀	3	0	1
熊本	0	0	1
合計	202	131	95

※その他の局は17、18、19年度0件